

市民の皆さんと協働により進める
まちづくりの基本的なルール

第1回自治基本条例検討委員会
自治基本条例の概要
について

令和5年6月5日(月)10:00~

小樽市総務部企画政策室

本日の説明事項

- **制定経緯と概略**
- **まちづくりの基本原則**
- **条例の見直しの検討について**

自治基本条例とは

市民の皆さんと協働により進める
まちづくりの**基本的なルール**



まちづくりの基本原則
(**情報共有**、**参画**、**協働**) や、
自治を担う市民、議会、行政の
それぞれが果たすべき役割など
について定められている。

なぜ自治基本条例が必要なのか

(1) 地方分権などの進展

- ・ 地方分権一括法の施行(平成12年～)
- ・ 国と自治体は対等という位置づけ

(2) 事業の選択と集中

- ・ 人口減少・少子化・高齢化の進展
- ・ 税収減 & 支出の増加

(3) 市民ニーズの多様化、高度化

- ・ 価値観の多様化、ライフスタイルの変化



自立した自治体運営の根拠となるルール

条例策定の過程

小樽市自治基本条例策定委員会

(平成22年8月～平成24年9月)

- ・ 学識経験者、まちづくり団体代表、市民公募等により構成（12名）。
- ・ 策定委員会を26回開催し意見をまとめながら、ワークショップ（2回）、フォーラムを開催し、広く御意見をいただきながら市へ提言。
- ・ 提言内容を庁内で検討・精査し、条例案を作成。パブリックコメントを経て、市議会へ上程。
(平成25年第4回定例会で可決)

 **平成26年4月より施行**

自治基本条例の特徴

まちづくりのための基本的なルール

- ・ まちづくりの概念の明文化
- ・ 情報共有、参加、協働の基本原則
- ・ 市民、議会、市(行政)の役割や責務

条例の概略

◇ 前 文 ◇

総則(第1章)

まちづくりの基本原則(第2章)

情報の共有(第3章)

参加及び協働(第4章)

市民(第5章)

議会及び議員(第6章)

市長及び職員(第7章)

条例の概略

行政運営(第8章)

「総合的な計画」「財政運営」「行政評価」「組織運営」「委員の公募」「説明責任」「法務」「関与団体」「行政手続」「外部監査」「公益通報制度」

魅力あるまちづくり
(第9章)

安全で安心なまちづくり
(第10章)

国、北海道、他の自治体等との連携及び協力(第11章)

条例の位置付け等(第12章)

まちづくりの基本原則

「小樽市自治基本条例」の重要なポイント

まちづくりの基本原則

情報共有

市民参加

協働

まちづくりの基本原則

情報の共有

(情報の提供)

第5条 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。

(情報の公開)

第6条 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。

まちづくりの基本原則

情報の共有

(個人情報保護)

第7条 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。

まちづくりの基本原則

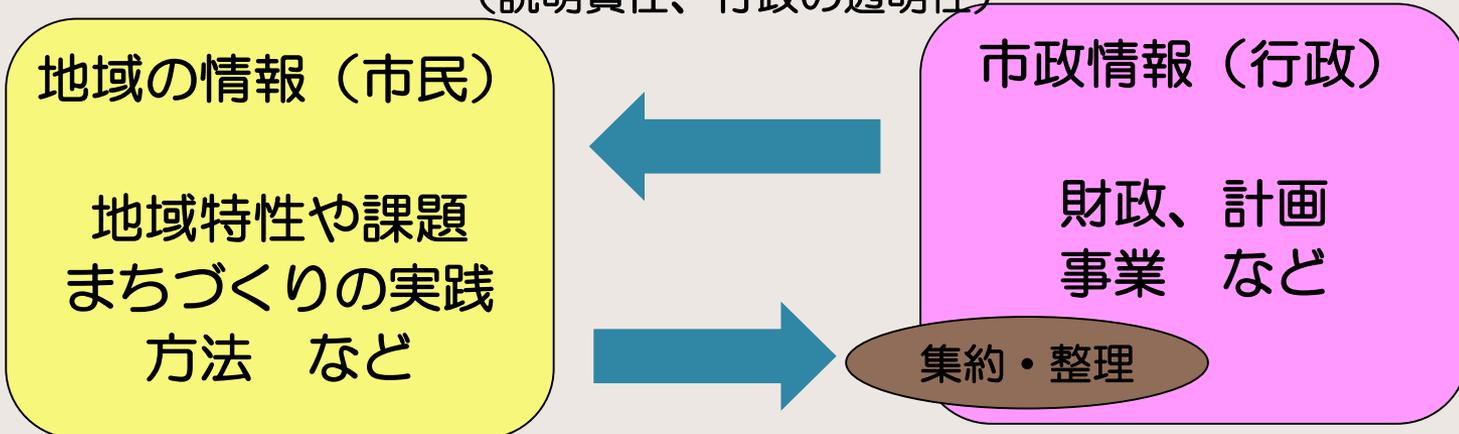
(情報共有)

第5条 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供しよう努めます。

分かりやすく情報を提供

積極的に情報発信

(説明責任、行政の透明性)



必要な情報を収集

まちづくりの基本原則

【義務的に提供する情報】

- ・ 条例・規則の公布
- ・ 財政状況や給与実態の公表

【任意的に提供する情報】

- ・ 広報誌や各種チラシ、パンフレット等冊子
- ・ ホームページ、広報テレビ・ラジオ番組
- ・ 報道機関への情報提供

F Mおたる

「明日へ向かってスクラムトライ！」

- 市長と市職員が出演し、市政情報などについてトークする30分番組。
- 市の取組やタイムリーな市政情報を伝え、市政を身近に感じてもらうことが目的。
- 前半の13～14分程度を市長、後半の13～14分程度を市職員が担当。
- 放送日
 - ・ 第1・3月曜日：14時～14時30分ころ
 - ・ 第1・3水曜日：19時～19時30分ころ（再放送）

まちづくりの基本原則

市民参加の推進

(市民参加の推進)

第8条 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。

2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。

3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

まちづくりエントリー制度

- 市が設置する審議会等における市民公募委員に事前登録しておき、審議会の新設や委員改選時に名簿から委員として委嘱
- 従来の公募方法(随時募集し選考)と併用が原則
- 18歳以上の市民2,000人を無作為抽出し依頼
- 第4期登録者：最高齢83歳、最年少18歳（登録時）
⇒ 150人（男性：79人、女性：71人）

【効果】

一般公募以外の皆さんにも、議論に参加いただくことにより、議論の幅が広がった。

市民公募委員の推移

※市民公募委員の推移

(市が設置している審議会等のうち市民公募委員の数)

平成30年度:43人(22審議会等)

令和元年度:50人(27審議会等)

令和2年度:45人(26審議会等)

令和3年度:45人(27審議会等)

令和4年度:46人(27審議会等)

参考:平成25年度:18人(10審議会等)

パブリックコメントの状況

- ・市が策定する条例や計画等の案に対して広く市民の皆様の御意見をいただく制度

	単位	H30	R元	R2	R3	R4	H25
実施した計画等	件	8	12	16	20	12	4
意見が提出された計画等	計画等	8	12	16	20	12	3
意見提出者	人・団体	22	39	168	86	48	9
意見等の件数	件	142	298	657	395	246	20
計画等の修正件数	件	18	24	78	36	24	0

ワークショップの実施状況

各計画等におけるワークショップの実施状況

- ・小樽港長期構想検討委員会・幹事会でのワークショップ
R 1～2年 3回 13名参加
- ・小樽市立地適正化計画 子育て世代等ワークショップ
R 4年度 2回 延べ21人参加
- ・第2次小樽市緑の基本計画
R 4年度 1回 14人参加
- ・男女共同参画セミナーでのワークショップ
R 4年度 1回 20人参加

まちづくりの基本原則

協働によるまちづくりの推進

(協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。

2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

まちづくりの基本原則

各補助事業の情報提供

- ・ 地域づくり総合交付金（後志総合振興局）
- ・ 小樽市ふるさとまちづくり協働事業（小樽市）
- ・ コミュニティ助成事業（(財)自治総合センター）
- ・ 公益財団法人太陽財団助成事業
- ・ 伊藤組100年記念基金事業 など



小樽市公式ホームページによる周知・活用の支援

まちづくりの基本原則

コミュニティ

(コミュニティ)

第10条 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとしします。

2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

まちづくりの基本原則

町内会等に対する主な支援

- ・ 小樽市総連合町会補助金（総連合町会・単位町会）
- ・ 町内会館等建設補助金
- ・ 町会支援員制度の実施
- ・ 小樽市街路防犯灯助成事業の実施
（維持費及び更新費用の助成）

まちづくりの基本原則

「小樽市ふるさとまちづくり協働事業」

目的：市民団体が取り組む個性豊かなまちづくり事業に対し、上限30万円以内で助成金を交付し、市民と協働によるまちづくりを進める。

財源：「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」により、お寄せいただいた寄付金

【近年の助成実績】

R4年度	6事業	1,342,533円
R3年度	7事業	1,288,802円
R2年度	7事業	1,344,813円

(生活環境部地域住民組織担当より)

条例の位置づけ等（第35条）

条例の位置付け

（条例の位置付け）

第35条 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。



自治体の**最高法規的な位置付け**

条例の位置づけ等（第36条）

条例の見直しの検討

（条例の見直し）

第36条 市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。

2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。



第1回目の検討：平成30年度（見直しせず）

第2回目の検討：令和5年度（見直しする場合は6年度以降）

条例の見直しの検討について

小樽市自治基本条例検討委員会（6月設置）

（学識経験者、公共的団体推薦委員、公募委員等）



検討委員会への諮問事項（予定）

- 条例が本来の機能を発揮し、初期の目的を達成しているか
- 社会状況の変化に対応するための条文の修正や追加が必要か

※ 議員の皆様にも御意見を照会予定

条例の見直しの検討について

答申後の流れ

- 条文の見直しをどうするか（庁内議論、議会議論）
- パブリックコメント
- 条文の見直しの要否判断（来年3月末）
- 条文改正が必要となった場合、新たな取組や条令改正などは令和6年度以降を予定